

地区計画ガイド 橋場町地区

橋場町地区 地区計画の内容

名 称	橋場町地区 地区計画	
位 置	金沢市橋場町の一部	
面 積	約 1.4 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、卯辰山の緑を常に眺望できるところに位置し、また浅野川に近接し、遠く昔から最近に至るまで友禅・染物等の盛んな、所謂文化的な街で、古さつとして名高い善福寺があり、今もその環境に調和したまちなみを色濃く残している市内でも数少ない地区の一つである。</p> <p>このため、古都金沢にふさわしい街並み保存と環境に配慮した都市景観が阻害されることのないまちづくりを形成させていくことを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>現に形成されている良好な住環境を損なうことなく、垣又はさくをはじめ敷地内には積極的に緑を配置するなど、より良い住環境の推進に努力し、ゆとりと潤いのある快適な住宅地としてのまちづくりをめざす。</p>
	建築物等の整備方針	<p>金沢らしい街並みが保存されている魅力あるこの地区において、建築物秩序化と良好な住環境の形成を図るため建築物の用途の制限、高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を定めるとともに建築物の意匠について周辺環境に調和するよう努める。</p>
地区建築物等に關する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項各号に該当する営業の用に供する建築物 (2) 同法第2条第6項第1号から第6号に該当する営業の用に供する建築物 (3) 建築基準法別表第2（に）項第3号に規定する運動施設 (4) 建築基準法別表第2（へ）項第5号に規定する倉庫業を営む倉庫 (5) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に規定する建築物 (6) 自動車修理工場
	建築物等の高さの最高限度	<p>敷地地盤面からの高さは12m以下とする。</p> <p>ただし、寺院等の特殊な建築物を除く。</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の外壁は周辺の街並みに調和した茶、グレーを基調とした落ち着いた色調とする。屋根は勾配屋根（屋根勾配は2/10以上とする）とし、黒を基調とした日本瓦葺又は金属板葺等とする。 (2) 屋外広告物等は自家用広告のみとし、外壁から張り出して設置する場合は、外壁面から70cm以内とする。 <p>また、独立広告塔等を設置してはならない。</p>
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して、垣又はさくを設ける場合は、次のようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 生垣、板塀、竹垣、土塀又は石積みとする。 (2) 化粧ブロックを使用する場合は、高さ1.2m以下とする。

●橋場町地区 地区計画は、平成12年5月11日に都市計画決定しました。

橋場町地区（材木町6丁目町会） 地区計画の説明

建築物等の用途の制限

建築物の用途の混在を防ぎ、良好な都市景観を保全するため、次の用途の建築が禁止されています。
詳しくは、地区整備計画の内容をご覧ください。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第2条第1項各号に該当する営業の用に供する建築物

【風俗営業】

- キャバレー・待合等（第1号）
- 低照度飲食店等（第2号）
- 区画席飲食店等（第3号）
- まあじゃん屋・ばちんこ屋等（第4号）
- スロットマシン・テレビゲーム店等（第5号）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第2条第6項第1号から第6号に該当する営業の用に供する建築物

【店舗型性風俗特殊営業】

- 個室付浴場（ソープランド）等（第1号）
- 個室型ファッションヘルス等（第2号）
- 姿態興行場（ストリップ劇場）等（第3号）
- 同伴宿泊施設（ラブホテル）等（第4号）
- 性的物品販売施設（アダルトショップ）等（第5号）
- 上記以外の店舗型性風俗特殊営業（第6号）

ボーリング場・スケート場・水泳場・ゴルフ練習場・バッティング場等

倉庫業を営む倉庫

射的場・勝馬投票券発売所・場外車券発売場・その他これに類するもの

自動車修理工場

建築物等の高さの最高限度

高すぎる建物は、落ち着いたまちなみの景観を乱し、通行する人々に圧迫感を与えるとともに、隣家の日照・通風に影響を与えるため、建築物の高さを地区の特性にあった高さにする必要があります。このため、建築物の高さの最高限度を12mと定めています。

建築物等の形態又は意匠の制限

落ち着いたまちなみを形成するため、建築物の外観の色彩や形態及び意匠について、次のように定められています。

- 周辺環境との調和を図り、都市景観形成上支障がないものとする。
- 外観の色は、茶・グレーを基調とした落ち着いた色調とする。
- 屋根の色は、黒を基調とし、素材は日本瓦葺または金属板葺等とする
- 屋根は、勾配屋根（屋根勾配2/10以上とする）する。

広告物等について

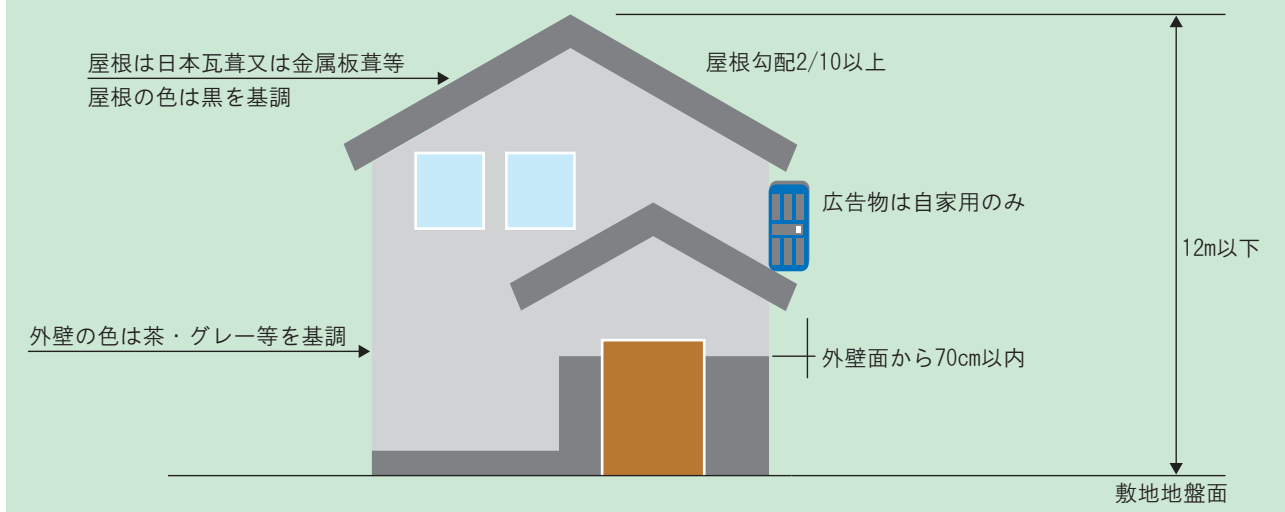
けばけばしい色彩や大きすぎる広告物は、良好な景観を損なうこととなります。

その形や色彩、大きさ、表示位置について工夫し、周辺の眺望、景観等と調和し都市景観形成上支障がないものにしましょう。

- 広告物等は自己の用に供するものに限定されています。
- この地域では、独立広告物等の設置が禁止されています。
- 外壁面からの張り出して設置する場合は、外壁面から70cm以内としています。

(注) 屋外広告物を設置する際には、これらの規制とは別途に**金沢市屋外広告物等に関する条例**に基づく手続きが必要となる場合があります。(当該地区は第3種禁止地域に指定されています。) 詳しくは、**景観政策課(220-2364)**までお問い合わせ下さい。

建築物、広告物等の制限の概要は、次のようになっています。



垣又はさくの構造の制限

緑豊かな都市景観を形成するため、道路に面する部分について、垣又はさくの構造の制限等を行っています。

- 生垣・板塀・竹垣・土塀・石積
- 化粧ブロックを設ける場合は、高さを1.2m以下としなければなりません。

